

## [1] 貸切運賃料金

## I 距離制運賃率表

(単位 円)				
車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10 km	12,530	14,560	18,680	23,360
20 "	14,070	16,370	21,150	26,580
30 "	15,600	18,190	23,620	29,800
40 "	17,140	20,000	26,090	33,020
50 "	18,680	21,810	28,560	36,240
60 "	20,220	23,630	31,030	39,460
70 "	21,760	25,440	33,500	42,690
80 "	23,300	27,250	35,970	45,910
90 "	24,840	29,060	38,440	49,130
100 "	26,380	30,880	40,910	52,350
110 "	27,910	32,660	43,300	55,460
120 "	29,450	34,450	45,690	58,570
130 "	30,980	36,230	48,080	61,680
140 "	32,520	38,020	50,470	64,790
150 "	34,050	39,800	52,870	67,900
160 "	35,590	41,590	55,260	71,010
170 "	37,120	43,370	57,650	74,120
180 "	38,660	45,160	60,040	77,220
190 "	40,190	46,940	62,430	80,330
200 "	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmをこえ500kmまで 20kmまでを増すごとに 500kmをこえ50kmまで を増すごとに	3,060	3,540	4,710	6,120
	7,640	8,850	11,770	15,290

## II 時間制運賃率表

(単位 円)				
種 別	車種別 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
基礎走行キロ 8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のものも130km	31,280	37,440	48,690
基礎走行キロ 4時間制	基礎走行キロ 3トン車まで40km 3トン車を超えるもの50km	18,770	22,470	29,210
基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	280	340	510	710
基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに [4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合 は、正午から起算した時間により加算額を計算する。]	2,880	3,020	3,230	3,820

## III 運賃割増率

## 1. 地区割増料

地 域	車種別 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
東京都特別区・大阪市	935	1,185	1,605	2,040
札幌市・仙台市・千葉市・横浜市・船橋市・ 川崎市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市	545	745	1,040	1,355

## 2. 品目割増

項 目	内 訳	割 増 率
易 損 品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ・その他の楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目 4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	2割以上の臨時の約束による。 但し特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越し荷物、生きた動物、鮮魚介類 2. 屎 体	2 割
汚 わ い 品	生なぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4 割
貴 重 品・高 価 品	紙幣、証券類、貴金属、その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

## 3. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
---	----------------

## 4. 特殊車両割増

冷蔵車、冷凍車	2 割
---------	-----

## 4. 悪路割増

道路法による道路及びその他的一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3 割
---	-----

## 5. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
北海道	自11月16日 至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自12月 1日	2 割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡 ・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 ・岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡	至 3月31日	

## 7. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2 割
-----------------	-----

## 8. 深夜・早朝割増

午後10時から午前 5時までに運送した距離	2 割
-----------------------	-----

## IV 諸 料 金

## 1. 積込料、取卸料、付帯業務料

積込み、取卸しその他付帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受します。

## 2. 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において 30分ごとに発生する金額	1,670	1,750	1,870	2,220

## V 消費税導入に伴う運賃料金の加算(免税対象となる取引は除く)

運賃料金総額 × 消費税法に基づく税率

## VI 貸切運賃料金適用方

## (1) 距離制運賃料金適用方

## ● 適用する運送

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って貨物を運送する場合に適用します。

## ● 特殊運送の関係

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金を割り出した場合には適用しません。

## ● 運賃料金計算の基本

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(2) 車両が2台以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2台以上の車両を1車として計算します。ただし、荷主が異なるときは、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。

## ● 運賃計算の方法

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び運送距離によって、運賃率表に掲げたる金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

## ● 数の処理

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた数は、次により処理します。

(1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の数は100円に切り上げます。

(2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の数は500円に、500円を超える場合は1,000円未満の数は1,000円に切り上げます。

## ● キロ程の計算

6. 運送距離は、1車1回運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

## ● 割増率及び割引率の重複する場合